

地方独立行政法人静岡県立病院機構の中期目標期間の業務実績に係る評価要領

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）の設立団体の長である知事が行う、機構に係る中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）に当たっては、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 趣旨

知事は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的として、機構から提出された当該中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を基にして、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項第3号に規定する中期目標期間評価を行う。

2 評価の着眼点

中期目標期間評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- （1）機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- （2）機構職員のモチベーションを高めること
- （3）機構運営に必要な支援を県が理解すること

3 評価の時期

中期目標期間評価は、法令等に基づき、当該中期目標期間の終了後に行うこととする。

また、次期中期目標に反映させるために、暫定評価を当該中期目標期間の途中に行うこととする。

4 評価方法

（1）業務の実績報告

機構は、中期目標期間の実績等を業務実績報告書により記載し、当該実績について自己評価を行った結果を明らかにした報告書とともに、知事に提出する。

業務実績報告書には、地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則第6条に規定する事項を記載することとする。

また、自己評価に当たっては、中期目標を達成するための中期計画に基づき定めた年度計画を実施する具体的な取組である行動計画の各項目に沿って行うこととし、以下の区分及びその説明を記載する。

S	中期目標が達成され、顕著な成果が得られている。
A	中期目標が達成されている。
B	中期目標が概ね達成されている。
C	中期目標が十分達成されていない。

(2) 法第 28 条に基づく中期目標期間評価

中期目標期間評価は、機構から提出された業務実績報告書を基に、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

なお、中期目標期間評価に当たっては、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くこととする。

(3) 暫定評価

次期中期目標に反映させるための暫定評価についても、(1) に準じた報告書に基づき、評価を行うこととする。

なお、暫定評価に当たっては、評価委員会の意見を聴くこととする。

5 通知

知事は、中期目標期間評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。

また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。

6 公表

知事は、機構に対し中期目標期間評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項（勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容）を公表するものとする。

7 評価結果の反映

機構は、中期目標期間評価及び暫定評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させ、当該評価の反映結果を公表するものとする。

8 その他

本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。

附則

この要領は、平成 24 年 8 月 8 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

この要領は、令和元年 11 月 11 日から施行する。